

# 平成 25 年度 第 1 回 泉佐野市(仮称)犬税検討委員会 会 議 会 録

- 1 日時 平成 26 年 2 月 28 日 (金) 午後 2 時～午後 3 時 50 分
- 2 場所 泉佐野市役所 5 階 理事者控室
- 3 議題 諮問事項 犬税構想 (案) について

## 4 出席者等

### ○出席委員

- 委員長：中尾 清 (大阪観光大学 観光学部教授)  
副委員長：浦東 久男 (関西大学 法学部教授)  
笹井 和美 (大阪府立大学 獣医臨床学獣医内科教授)  
田中 志保 (阪和総合法律事務所 弁護士)  
村田 正博 (泉佐野市町会連合会会長)  
藤原 梶太郎 (市民公募)  
高橋 光子 (市民公募)

### ○欠席委員

- 齋藤 浩一 (泉佐野保健所生活衛生室長)

### ○市出席者

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 市長              | 千代松 大耕 |
| 副市長             | 泉谷 善吉  |
| 副市長             | 松下 義彦  |
| 事務局：生活産業部長      | 溝口 治   |
| 総務部税務担当理事       | 竹森 知   |
| 健康福祉部健康食育医療担当理事 | 中下 栄治  |
| 環境衛生課長          | 白井 栄三  |
| 環境衛生担当参事        | 梅谷 政信  |
| 保健センター所長        | 家宮 久雄  |
| 税務課課長代理         | 和泉 匡紀  |
| 環境衛生課主幹         | 河野 薫   |

- 5 傍聴者 8 名 (含 報道関係者)

## 6 審議記録（抜粋）

- ① 開会～配付資料確認（司会白井）
- ② 委員紹介（生活産業部長より）
- ③ 市出席者紹介（司会より）
- ④ 溝口臨時議長進行により委員長に中尾清氏、副委員長に浦東久男氏を選出
- ⑤ 中尾清委員長より就任挨拶
- ⑥ 千代松市長より諮問～諮問書読上
- ⑦ 市長退席
- ⑧ 審議（これより中尾委員長を議長とした議事進行）

-----放置フンに対するこれまでの取組と現状について 説明-----

### 【藤原委員】

犬税経費の中に、事務費というか、システムの経費は入っているのですか？それと、2万円以下の過料とありますが、この人は2万円、この人は5千円とか金額の査定を個々に行っているのですか？

### 【事務局（河野）】

この中に、徴税経費というものは含んでおりません。別に費用がかかるということです。また、過料の額は施行規則で5千円と決まっておりますので、この額が動くことはありません。

### 【藤原委員】

文句を言わなければ（＝命令に従えば）5千円はかからないということですか？

### 【事務局（河野）】

そうです。私たちの是正命令に従えば5千円かかりません。

### 【中尾委員長】

1件の過料を徴収した時はどんな状況だったのですか？

### 【事務局（河野）】

巡視員があらかじめ情報を入手していた場所にフン放置の常習者が現れ、巡視員がまさにフンの放置を現認し、是正命令をかけましたが、放置者は回収道具を何も所持しておらず、そのまま車に乗り込もうとしたため過料徴収となりました。

### 【中尾委員長】

その後、その方はフン放置をしていませんか？

### 【事務局（河野）】

はい、しておりません。

### 【田中委員】

この放置フンとあるのは、別に犬に限らず猫等も巡視しているということですか？

### 【事務局（河野）】

犬等の愛玩動物ですから、猫のフンも対象にはなるのですが、猫のフンは犬に比べてほとんど目につかないのが現状です。事実上犬が対象になっています。

### 【田中委員】

2頁の資料の見方がよく分らないのですが、2月の回収箇所数が1,495だったのが3月に490まで減っているということですか？

【事務局（河野）】

はい、そうです。

【田中委員】

では、去年の12月の315から今年1月の688ということは増えているということですね。

【事務局（河野）】

原課としても今分析中なのですが、年末年始の休暇中に、帰省した人達が放置したのかも知れません。私達職員も稼働していませんでしたし。

【笹井委員】

回収された場所はどこが多いですか？アウトレットの近くとか？

【事務局（河野）】

りんくうアウトレット近辺の大緑地帯と、空港連絡道路側道の歩道が特に多いです。

【笹井委員】

アウトレット付近なら、市外の人の可能性もありますか？

【事務局（河野）】

はい、車に犬を乗せてきて現地で放すという情報も入っています。

【中尾委員長】

イエローカードの効果は上がっていると思いますか？

【事務局（河野）】

はい、数字を見ると効果は上がっていると考えています。

【中尾委員長】

回収したフンの処理はどうしていますか？

【事務局（河野）】

一般廃棄物の可燃ごみとして処理しています。また、この放置フン対策を行う前に、市報で処理の仕方を周知しました。

【中尾委員長】

他市では、水洗トイレに流させているということも聞いていますが、その点はどのように考えていますか？

【事務局（河野）】

下水道法の解釈になるのですが、当市の下水道部局の見解では、下水道は犬のフンを想定しておらず、ペットのフンは流さないでくださいという意向になっています。

【中尾委員長】

可燃ごみ収集業者からの苦情はないですか？例えば、パッカー車に積んだ時に水分が飛んできたとか。

【事務局（河野）】

広報時の内容にもあったのですが、フンだけを袋に入れずに、少量ずつ家庭ごみに混ぜて出してくださいと周知しています。今のところ、作業員からの苦情はないです。

【藤原委員】

5頁を見ると、この経費は2つの駅前と14区域のためにかかっているんですね。これを全市に拡大したらもっとかかるのではないですか？将来的に見て、根本的な対策にするにはもっと知恵を出さないといけないのでは？

【事務局（河野）】

14 区域は特にひどいと思われる区域で、将来的には、高砂市のように地元の住民さんの手でイエローカード等の対策をお願いしたいと思っています。最終的には、多額の予算をかけずに、現物支給の費用だけで、地元の住民さんが立ち上がってくれることを願った上での経費だと考えております。

【村田委員】

府営住宅ではペットは禁止されていますが、多くの方が飼っています。この頃は団地の敷地外にまでフンを多くさせています。このイエローカードをいただけたなら、自治会としても取り組みたいです。

【事務局（河野）】

4 月以降にそうできるよう考えております。

-----市内の飼犬の状況について 説明-----

【中尾委員長】

犬の登録件数は？

【事務局（家宮）】

平成 25 年 3 月末で 5,216 頭です。だいたい、毎年 5,200～5,400 頭で推移しています。

【中尾委員長】

登録していない数はわかりますか？

【事務局（家宮）】

申請による数字しかなく、全頭の想定はできかねます。

【浦東委員】

登録している 5,216 頭はほぼ予防接種を受けていますか？

【事務局（家宮）】

本市で把握している数(=済証の発行数)では、接種率は 60%強です。他市で接種してこちらに連絡していないケースもあります。

【中尾委員長】

40%は接種していない可能性があるのですか？

【事務局（家宮）】

可能性はあります。

【藤原委員】

3 月号の市報で、飼犬登録と予防接種の案内がありましたが、税にするならばはっきりした数字を把握する必要があると思いますが、その点が不安定ではないですか？また、数的なデータを扱っているのなら、税のシステム化は保健センターでやっちはいかがですか？

【事務局（家宮）】

登録頭数の把握は、元々大阪府の事務であったものが平成 12 年度に当市に移ったものです。全世帯調査もできず、申告頼りになっています。現在の 5,216 頭が現実そのままではないと思いますが、ただ、何かをベース(=根拠)にしなくてはなりませんので、登録頭数を使うという考えになっています。

【中尾委員長】

登録や予防接種をしなかった場合の罰則もありますが、これに基づいて全頭チェック等を考えていますか？数のチェックがないと税にならないですよ。今後の委員会の問題かも知れませんが、不公平感が出ますから。

【藤原委員】

放置フン対策は必要ですが、それを犬税で…というのは検討が必要です。登録数が確かなものでないと問題です。5,216頭なら、1世帯1頭として、市内全世帯(44,000～45,000)の約11.3～12%が犬を飼っていることになります。これが高い数字なのか低い数字なのか私には分かりませんが、現在、市では犬に関するアンケートを実施していますよね。結果を報告してもらえませんか？

【事務局（溝口）】

現在、犬猫を対象にアンケートを実施してまして、3月末まで調査の予定です。まとめ次第データを提供します。ただし、あくまで動物愛護を目的とした無記名のアンケートで、犬税を目的としたものではありません。なお、補足ですが、市政モニター100名を対象に調査を行ったところ、犬を飼っている割合は20%でした。

【高橋委員】

今は犬を飼っていませんが、以前飼っていたので両方の気持ちが分かります。論点として、不公平さが一番の問題です。周囲では飼犬の数は増えていると思います。小型犬は家中で飼うので分かりませんが、12%は低いと感じます。動物病院も増えているし、全体的に増えていると思います。ですから、数をしっかり把握することが本当に大事だと思います。アンケートの結果数字は興味深いですね。ただ、個人的には、犬税はまだまだ検討がいると思います。

【事務局（溝口）】

補足になりますが、このアンケート調査の目的は、実際の頭数を把握し、登録数との乖離を認識した上での、適正な飼養(=登録手続き・予防接種をきちんと行うこと)を訴えることですので、重ねて申し上げます。

【中尾委員長】

犬税のためのアンケートではないということですが、動物愛護の考えをもっと前面に出さないと、誤解されるかも知れませんね。

-----法定外目的税について 説明-----

【藤原委員】

放置フンの対策は必須ですが、(そのための)犬税というのはまだぼんやりした感があります。人員的にも金銭的にも難しいのではないですか？放置フンの問題は、過料も含めた現行の美化推進条例による対策を強化するとして、税を投入するなら犬と人との結びつきを強調した動物愛護施設等に力を入れたらどうですか？犬鳴山の伝説もありますし、動物愛護を売りにしたらどうですか？

【浦東委員】

飼犬の登録は飼主の住所地で行うのですか？市外にお住まいの方が市内で飼っている場合は、どこで登録をするのですか？

【事務局（家宮）】

登録は飼主の住所地で行っていただきます。

**【高橋委員】**

外国の事例ですが、税を導入するなら動物愛護を売りにする方がアピールし易いのではないですか？最後まで飼うということを大前提にして。

**【笹井委員】**

もし、税の目的を動物愛護ということにした場合、なぜ犬だけを対象に税を？ということになります。狂犬病予防法があるので対象になり易いですが、動物愛護をうたえば大きな不公平を生みます。犬だけを対象とするのは困難です。また、フンを放置している人が悪いのに、きちんと回収している飼主にまで税をかけるということにも不公平を感じます。もっと検討が必要です。

**【田中委員】**

昭和 33 年自治省通達(指導?)により犬税廃止が相次いだという情報をネット入手したのですが、内容を確認しておいていただけませんか？

**【事務局（溝口）】**

調査します。今把握している情報ですが、昭和 57 年に長野県の上田市(現松本市)が最後であったと認識しています。1 頭当たり 300 円の法定外普通税で、徴収額は年 15 万円。徴収コストに見合わず廃止されたとのことです。徴収コストの部分についても、今後の委員会での議論をお願いします。

**【藤原委員】**

市報に載っていた市議会の答弁で市民参加型の放置フン対策とありましたが、具体策等を次回の話題にしてください。

**【中尾委員長】**

それでは、今回の委員会はここで終了とします。次回は 5 月中旬頃です。